

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社ケイテック
(法人番号7120001135545)
業者の住所：大阪府大阪市中心区瓦町 2－5－8
瓦町スクエアビル 8 F
- 2 指名停止措置期間：令和 7 年 9 月 8 日から
令和 7 年 1 1 月 7 日まで（2 か月）
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、大阪市発注の 3 件の工事について、建設業法第 2 2 条第 2 項の規定に違反して、元請けである株式会社 A・S・P、株式会社東技コーポレーション及び株式会社トーワ技研工業のそれぞれから一括して請け負った。
これらのことが建設業法第 2 8 条第 3 項及び第 5 項に該当するとして、令和 7 年 3 月 3 1 日、大阪府知事から監督処分（営業停止 2 2 日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第 2 第 1 3 号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内